

陸上自衛隊徳島駐屯地との「津波発生時の一時避難施設としての使用に関する協定書」の締結について

本市と陸上自衛隊徳島駐屯地は、大規模地震等に伴う津波の発生、または津波による被害が発生する恐れのある緊急時に地域住民等に対し一時的な避難施設としての使用について、次のとおり協定を締結します。

協定内容

阿南市内に大規模地震等に伴う津波が発生、または津波による被害が発生する恐れがある場合に地域住民等が緊急的に避難するため、一時的に徳島駐屯地を避難施設として使用するにあたり、必要な事項を定める。

(使用施設)

所在地 阿南市那賀川町小延413番地1

使用範囲 陸上自衛隊徳島駐屯地庁舎屋上および4階の一部

(使用期間)

津波が発生したとき、または津波発生のおそれが生じたときから、避難者が津波による被害の危険が回避されたと判断したとき、または指定緊急避難場所等の安全な場所への移動が可能になったときまで。

締結式

日時 2月24日(木) 10:00～10:30

場所 市長公室

問い合わせは 危機管理課 (☎22-9191) へ